

## 第9回研究会（F 電気・ガス・熱供給・水道業）における主な御意見とその対処方針（案）

## 1. 研究会における御意見

No.	御意見	対処方針(案)
1	<p>(電気・ガス・熱供給・水道業)</p> <p>○ 各産業のサービスを見ると、全体的に生産、輸送、小売、検針、維持に分かれているものの、水道と熱供給には検針がないが、これはほかの項目に含まれているのか。</p>	<p>○ No.9 を参照。</p>
2	<p>(電気・ガス・熱供給・水道業)</p> <p>○ 料金徴収事務受託サービスについては、新聞やNHKなども料金徴収事務を委託しているが、こうしたサービスを産業ごとに分けて設定するかは検討すべきである。</p>	<p>○ No.9 を参照。</p>
3	<p>(電気業)</p> <p>○ 電気業における送電と配電サービスを統合し、ガス業では供給と配給サービスを統合し、1つの統合分類としているが、この理由はなにか。</p> <p>○ 小売りサービスについては、電力と電灯、大口と小口の用途別としているが、これは記入実績によるものか。</p>	<p>○ 電気業、ガス業とも自由化に伴い、事業組織の独立(事業部制など)が図られたため、統合した。調査対象の把握や記入においても支障はないものと考えている。</p> <p>○ 小売りサービスについても、自由化後の記入実績を勘案して設定しており、記入に支障はないと考えている。</p>
4	<p>(電気業)</p> <p>○ 家計が自宅で太陽光発電などを行っている場合も「発電」に含まれるのか。含まれる場合、統計調査で把握可能なのか。</p>	<p>○ 政策原課に確認したところ、電気事業法において、自宅での太陽光発電は、出力の関係で「発電事業者」と位置づけていない。また、自宅の余剰電力を直接販売する行為は認められておらず、電力会社等が買取ることになっている。電力会社等が買取った余剰電力は、損益計算書上「他社購入電力料」に含まれているが、</p>

No.	御意見	対処方針(案)
		<p>本科目には、一般家庭から買取った余剰電力と再生可能エネルギーによる発電事業者から買取った電力が混在しており、区分することは困難とのこと。</p>
5	<p>(ガス業)</p> <p>○ 一般的に、ガスは都市ガスとプロパンガスを含む言葉であるため、生産物の「ガス」にプロパンガスを含まないのであれば、それが明確になるように名称の変更を検討すべき。例えば「都市ガス小売サービス」などはどうか</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、プロパンガスと区別するため、「都市ガス」の名称で修正。</p>
6	<p>(熱供給業)</p> <p>○ 熱供給事業法に基づく登録業者、または未登録業者の成立条件による厳格性を確認してほしい。加熱能力などは変動・変化する場合があるので、説明のあった21GJを超えたり、下回ったりする場合は起きるのではないかと。</p> <p>○ 熱供給サービスは、熱供給事業法の対象かどうかで分けているが、毎年の事業活動の実績に応じて法律の対象になるかどうか変動するのであれば、分類が不安定になるので、区分方法を再検討した方がよい。</p>	<p>○ 事業活動の実績において、加熱能力が熱供給事業法の基準を下回ることがあっても、設備の能力を満たしていることで登録されるため、分類が不安定になることはない。</p>
7	<p>(熱供給業)</p> <p>○ 熱供給事業法の登録がされているかどうかではなく、供給の方式が、地域熱供給(地域冷暖房)方式かどうかで区分してはどうか。</p>	<p>○ 政策原課及び関係団体に確認したところ、政策上の必要性から、熱供給事業法の登録の有無で分類して欲しいという要望があり、報告者としても回答可能性に問題はないとのことであった。また、地域熱供給(地域冷暖房)方式かどうかの区分では、登録されていない事業者のサービスも含まれることから、熱供給事業法に着眼した分類の方が適切とのことであった。</p>

No.	御意見	対処方針(案)
		<p>なお、関係団体における統計調査では、熱供給業の内訳として、「蒸気」、「温水」、「冷水」、「給湯」の4区分により把握しているため、内容例示として、これらの4区分を設定した。</p>
8	<p>(熱供給業、水道業)</p> <p>○ 水道業における「下水熱供給サービス」は、熱供給業との関係で、未確定扱いと理解してよいか。</p>	<p>(熱供給業)</p> <p>○ 関係団体に確認したところ、「下水熱供給サービス」も熱供給業の生産物であることは確認できたものの、熱供給事業法の適用を受ける場合もあることから、「下水熱供給サービス」などの名称で区分していないとのこと。</p> <p>(水道業)</p> <p>○ 下水熱供給サービスが含まれる「熱供給サービス」を、P扱いで熱供給業のワークシートから転記する。</p>

## 2. 研究会後に寄せられた御意見

No.	御意見	対処方針(案)
9	<p>(電気・ガス・水道・熱供給業)</p> <p>○ 電気の検針は、専門技術サービスの「電気保安サービス」に含まれ、ガスの検針はガスの「ガス及び計器等の保安・点検、検針」に含まれるなど、取扱いが統一されていない。</p> <p>JSIC の分類に従うとこのような分類になることは理解できるが、生産物分類の体系として考えると、わかりにくい面があるので、将来的には産業分類の見直しを検討することも選択肢の一つとして考えられるのではないかと。</p>	<p>○ 保守、点検、検針、料金徴収の請負は、いずれも大分類Rに分類されることから、P扱いで「保守・点検サービス」と「検針・料金徴収サービス」を設定し、大分類Rでの議論を踏まえて検討することとする。</p>
10	<p>(電気・ガス業)</p> <p>○ 電気業の二次原案生産物分類リストには、「電力・電灯の小売サービス」が設定されているが、電力・電灯の卸売サービスは設定されていない。原案において、電力・電灯の卸売サービスは、統合分類「発電」に含まれていると理解しているが、発電事業者と小売電気事業者との間での取引や、大手電力会社間の取引を「発電」という名称で把握することは、回答者にとって分かりづらいのではないかとと思われる。したがって、統合分類に「電力・電灯の卸売サービス」を設定することが望ましいと考えている。</p> <p>また、ガス業についても同様に、「ガス卸売サービス」を設定すべきではないかと考えられる。</p>	<p>○ 「発電」は、主として、発電事業者によって発電された電力の売電収入を想定しているが、ご指摘のとおり、電力会社間の取引などは「発電」として把握することは難しい可能性がある。</p> <p>一方で、「発電」に加えて「卸売サービス」を設定し、電力を投入(購入)として把握しようする場合、それが発電事業者から購入した「発電」なのか、他の電力会社や卸電力取引所から購入した「卸売サービス」なのかを区分する必要があるが、購入電力をこのような区分で把握することは不可能と考えられる。</p> <p>したがって、電気という生産物を、発電事業者や電力会社及び小売電気事業者において、投入・産出の両面で把握しやすいものとするため、前回案の「発電」及び「電力・電灯の小売サービス」を修正し、統合分類として「電気」を設定し、最下層分類ではその販売先に応じて、電気事業者向けの「卸売」、事業者向けの「小売(電力)」、主として家庭向けの「小売(電灯)」に区分することと</p>

		<p>したい。</p> <p>○ また、ガス業についても、電気業と同様の考え方で、都市ガスをその販売先に応じて、「卸売」、「工場向け小売」、「商業向け小売」、「その他事業者向け小売」、「家庭向け小売」に区分することとしたい。</p>
--	--	--

### 3. 研究会後に新たに得られた情報

No.	新たに得られた情報	対処方針(案)
11	<p>(水道業)</p> <p>○ 工業用水道事業者が、他の工業用水道事業者に対して工業用水を供給している事例は、現時点では存在せず、将来的な可能性に留まるということが確認された。</p>	<p>○ 「その他の水供給サービス」の最下層分類として設定していた「工業用水道事業者に対する工業用水供給サービス」を削除する。それに伴い、「工業用水道供給サービス」の名称及び定義も修正する。</p>
12	<p>(水道業)</p> <p>○ 発電会社に対して、水力発電用の水を供給する事業者は、現時点では存在しないことが確認された。</p>	<p>○ 「他に分類されない水供給サービス」の内容例示として設定していた「水力発電用の用水供給サービス」を削除する。</p>
13	<p>(電気業)</p> <p>○ 政策原課に確認したところ、「電気の小売供給の媒介、取次ぎ、代理服务」については、電力の自由化の流れの中で、電力会社が行う行為の代理店が存在しているとのこと。</p> <p>現状、この代理店の事業は、把握されておらず、現在は、電力会社の小売部門に含まれた形で報告されているとのこと。</p>	<p>○ 「電気の小売供給の媒介、取次ぎ、代理服务」は、前回案では、「電力・電灯の小売サービス」の内容例示となっていたが、電力(電灯)小売の生産額との混在を解消するため、左記情報も踏まえ、統合分類として、「電気の小売供給の媒介、取次ぎ、代理服务」を設定することとしたい。</p>